

事故発生時における運転手対応マニュアル

平成27年4月1日
有限会社山口運送

【対応の基本】

■負傷者の救護義務

人身傷害を伴う場合には、事故関係者は負傷者を病院に連れて行ったり、119番に連絡したりするなど、必要な救護活動をしなければならない。

また、応急手当法を心得ておくのも、車の運転者の常識である。

■危険防止の措置

事故現場は混乱する場合が多いので、事故関係者は第二、第三の事故防止のために車の誘導などの危険防止措置を講じなければならない。

しかし、事故車の移動は後日争いの原因となることがあるので、警察が来るまではそのままにしておく方がよい。

■警察への届出

加害者の運転者は、事故の処理が終わったら日時・場所・負傷者の人数と程度・壊れた物・その後の処理を警察に届けなければならない（加害者は処罰を恐れて届出をしないことがあるので注意）。

1.事故発生

もし、事故が発生したら、人命の救済を最優先にしましょう。

- ①万一の時こそ、あわてず冷静を保つように
- ②事故現場にいる人たちに事故処理の協力依頼を

※道路交通法第72条には、『交通事故にあったときは、運転者その他の乗務員は直ちに車両などの運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止するなど必要な措置を講じなければならない』と規定されています。

2.事故後の安全策・救急車などの手配

道路における危険防止策を確実に行いましょう。

また、必要に応じて救急車を手配します。

近くに病院がある場合は、そこで応急手当を行います。

- ①救急車の手配や、最寄りの病院などで応急手当を行う

- ②負傷者を動かさないときは、後続車などに対する注意を
 - ・ハザードランプや発煙筒、停止表示板などを用いて注意を促す

3.警察への届出

警察には、人身事故や物損事故、被害の規模を問わず、必ず事故への届出をしましょう。届出がなかった場合、交通事故証明書の交付を受けられません。

- ①最寄りの警察に連絡する
 - ・運転者が負傷して連絡出来ない場合は、他の人に連絡を依頼する
- ②警察への連絡事項
 - (1) 事故発生の日時と場所
 - (2) 死亡者、または負傷者の数・負傷者の怪我の程度
 - (3) 破損したものとその程度
 - (4) 事故に対して講じた措置
- ③構内の事故であっても、事故の種類を問わず、構内の責任者などへ届け出る

4.会社などへの連絡

会社の責任者、事故担当者などに事故の内容を報告し、事故処理に必要な指示を受けましょう。

連絡先は別紙で定める【事故・災害に関する報告連絡体制】の通り。

5.自身・相手の事故状況の確認

事故の状況は、過失の割合だけではなく、運転者の刑事処分や行政処分に影響します。忘れないうちに現場の状況をメモすることが重要です。車両に保管されている事故報告書を使い記入することが望ましい。

事故の目撃者がいる場合には、その人の住所・氏名・連絡先もメモしておきましょう。

6.事故現場での示談はしない

安易な謝罪や約束は、その後の示談交渉に不利になる場合があります。

相手に主張すべきことは、はっきりと主張し、軽率な損害賠償の約束はしないようにしましょう。